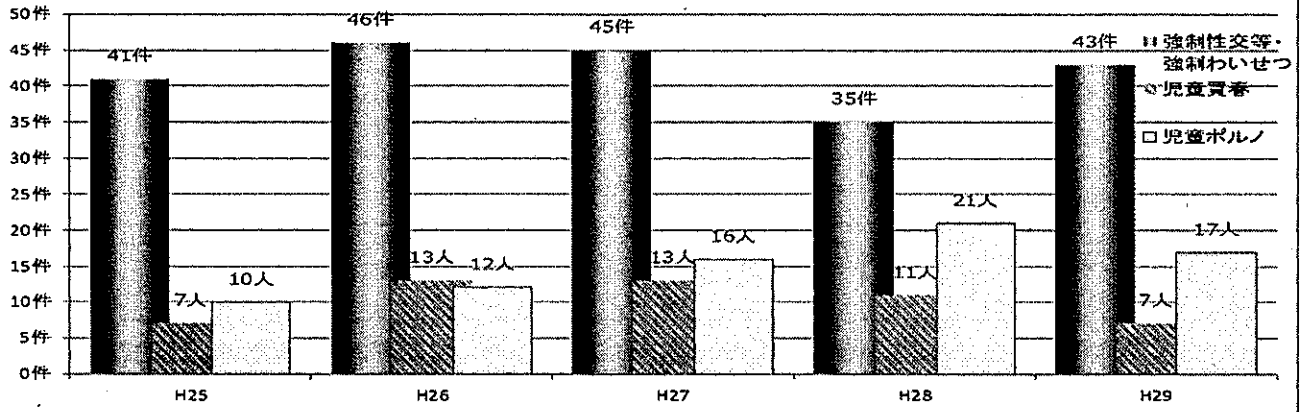


長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況について

県民文化部次世代サポート課

1 県内の子どもの性犯罪被害の状況（警察統計から）



県内		(暦年)	H25	H26	H27	H28	H29	備考
刑法	強制性交等・強制わいせつ		41件	46件	45件	35件	43件	被害件数
児童買春ポルノ	児童買春		7人	13人	13人	11人	7人	被害者数
禁止法	児童ポルノ		10人	12人	16人	21人	17人	"
長野県子どもを性被害から守るための条例	威迫等による性行為		-	-	-	0人	0人	"
	深夜外出		-	-	-	0人	2人	"
合計			58	71	74	67	69	

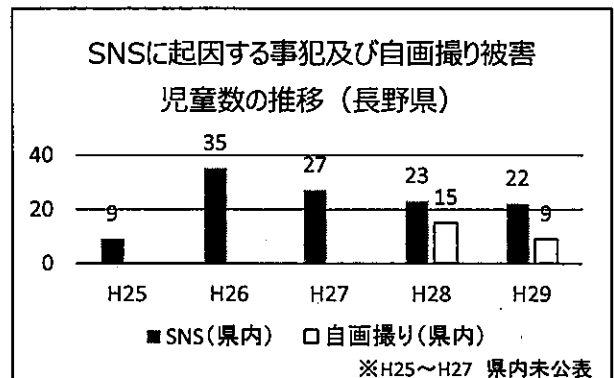
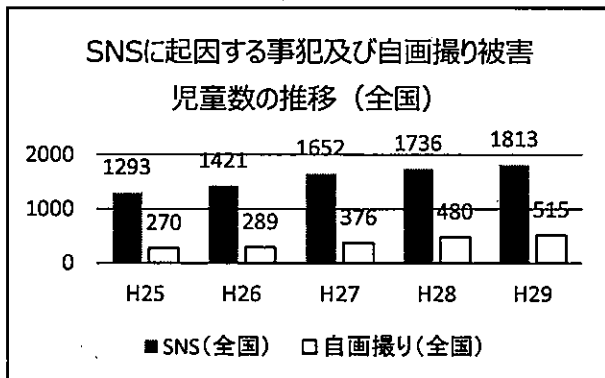
(参考:全国)

刑法	強制性交等・強制わいせつ	4506件	4226件	3628件	3245件	3233件	被害件数
児童買春ポルノ	児童買春	462人	466人	518人	577人	645人	被害者数
禁止法	児童ポルノ	646人	746人	905人	1313人	1216人	"
都道府県の青少年保護育成条例等	みだらな性行為等	1344件	1312件	1266件	1305件	未公表	送致件数
	深夜外出	1123件	1101件	1030件	858件	未公表	"

子どもが被害者となる犯罪の主な摘発事例（長野県警少年課「平成29年 少年非行の概況」から抜粋）

- 児童買春
 - ・女子児童（当時15歳）に現金を供与する約束をしてホテルで児童買春。
- 児童ポルノ
 - ・出会い系アプリを通じて知り合った女子児童（当時14歳）の胸などをデジタルカメラで撮影し、児童ポルノを製造。
 - ・女子児童（当時16歳）の胸等の画像をツイッターを利用して公然と陳列。

(参考) SNSに起因する事犯及び自画撮り被害児童数の推移



2 長野県子どもを性被害から守るための条例 適用状況

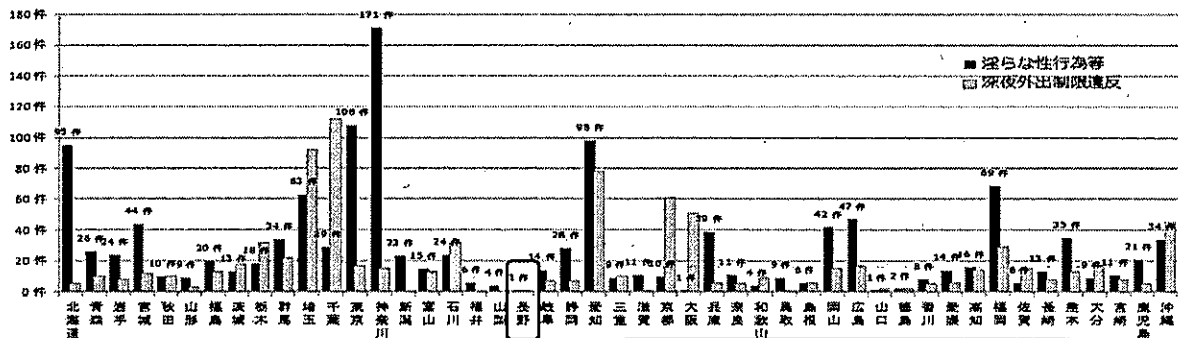
平成29年度第1回青少年問題協議会（H29.6.5）以降、県警から県に報告のあった威迫等による性行為等（条例第17条第1項）及び深夜外出制限（条例第18条第2項）の違反事案は0件
威迫等に該当しない性行為等（いわゆる第2類型[※]）の事案に関する報告も0件

内 容	県警から県へ報告のあった事案 を事案の発生時期で集計		県警から県へ報告のあった事案 を報告時期で集計 [※]	
	H28.11~H29.3	H29年度	H28.11~H29.3	H29年度
威迫等による性行為等 (条例第17条第1項)	0件	0件	0件	0件
深夜外出制限違反 (条例第18条第2項)	2件	0件	0件	2件
威迫等に該当しない性行為等 (本県罰則なし：第2類型 [※])	4件	0件	2件	2件

※ 青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとか認められないような性交又は性交類似行為
 ※※ 今後は、報告時期で集計した形で公表（事案の発生時期で集計した場合、県警からの報告事案の中に発生から1年以上経過しているものが含まれていると、公表値を過去に遡って訂正する必要があるため）

(参考) 都道府県別の青少年保護育成条例等の摘発件数（H28：暦年）

全国 淫らな性行為等 1,305件 深夜外出制限違反 858件



他県の青少年健全育成条例違反により、長野県警が摘発した事案（淫らな性行為等1件、深夜外出制限違反1件）

3 長野県性暴力被害者支援センター（りんどろハートながの）の相談状況（H29年度）

総相談件数72件のうち、被害時年齢が18歳未満であった相談は37件

72件の事案に対してセンターが行った対応について、平成30年（2018年）5月14日開催の長野県性暴力被害者支援センター運営会議に報告し、委員から助言・指導を受けている。

区分	強制性交等	強制わいせつ	性的虐待・DV（性暴力）	小計	その他	合計
被害時年齢が18歳未満の件数	11件	12件	7件	30件	7件	37件

注) 上記区分は相談内容から判断したもの（警察認知ではない）

4 児童相談所の状況

平成29年度の県内児童相談所における児童虐待対応件数は2048件であり、うちの性的虐待は20件となっている。

(年度)	H25	H26	H27	H28	H29
性的虐待	23件	29件	11件	22件	20件